



あ い づ

〔発行〕自治労

福島県本都会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】刑法改正の概要

改正前	改正後
死 刑	死 刑
懲 役	拘禁刑
禁 錮	
罰 金	罰 金
拘 留	拘 留
科 料	科 料

【図表2】分限条例の例

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (只見町)

(目的)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。
(中略)

(失職の例外)
第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

【図表3】改正が必要な箇所

A：改正前(失職の例外)
第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

▼▼▼
B：最低限の改正(失職の例外)
第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

▼▼▼
C：改正の理想形(失職の例外)
第5条 任命権者は、**拘禁刑**に処せられた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。

▼紙面学習シリーズの19回目は、22年6月13日に成立した刑法改正を踏まえて、「分限条例の改正」が必要な状況となっていることから、「刑法改正と分限条例」について、一緒に学習していきましょう。

▼まず、【図表1】刑法改正の概要からです。改正前の刑法9条に定められている「懲役」と「禁錮」の2種類の刑罰が一本化され、「拘禁刑」が創設されることとなります。施行日は、来年の6月1日です。少し「改正理由」に触れておきます。

「改正により、懲役受刑者に科されている木工や洋裁といった刑務作業が義務でなくなり、立ち直りに向けた指導・教育に多くの時間をかけることが可能になる。増加する高齢受刑者のリハビリや、若年受刑者の更生指導を手厚くできるようにする」ということです。

▼次に、本題である「分限条例」についてです。【図表2】は、只見町の条例ですが、第1条に目的が規定されています。「分限」とは、職員の身分上の変動のことであり、地方

公務員法に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続等に関して規定されています。この中で、前述の「刑法改正」に伴い改正しなければならぬ箇所は【図表3】のとおりです。「失職の例外」のところ(只見町の例では第5条)に、「禁錮又は懲役の刑」とあるので、これを「拘禁の刑」に改正する必要があります。

紙面学習

シリーズ⑱ 『刑法改正と分限条例』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の19回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

当面の日程

- 11月9日(土)
○12:30~県支部共済セミナー (福島GP or Zoom)
 - 11月22日(金)
○総支部単代会議 (会津労総福祉会館)
 - 11月29日(金)
○17:30~磐梯町職労定期大会 (磐梯町役場)
- ※11月23日(土)に予定していた総支部学習会は、県本部日程と重複したため延期となります。

▼そもそも「失職の例外」とは何か？ですが、地方公務員法第28条第4項に「職員は、第16条各号のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う」と規定されています。この「第16条各号」の中に「禁固以上の刑」があります。要約すると「地方公務員は、起訴されて禁固以上の刑が確定すると、分限条例で定めない限り、自動的に失職します」ということとなります。

▼再度、【図表3】をご覧ください。Bが「拘禁刑」に改正した場合の条文（只見町の例）です。問題（課題）となるのは、「公務遂行中の交通事故」しか、救済できないという点です。プライベートで起こした交通事故の場合は、救済できないし、例えば、イベント等で過失により死傷事故を起こし、禁固（拘禁）以上の刑が確定すれば、これも救済することができません。故意に起こした事故でないにもかかわらず、地公法に基づき「失職」となってしまうます。当局としても、「経験豊かな職員」という貴重な財産を失うことになる訳です。



【図表4】失職に至った交通事故の実例

【説明】
 ○信号機のある交差点
 ○加害者Aは、右折の際、直進してくる対向車Bに気を取られ、横断歩道上の歩行者Cを見落とし、接触事故
 ○被害者Cは骨折し、1カ月程度入院
 ○横断歩道上の事故は、交通三悪（無免許・飲酒・速度超過）に準ずる重い罪と判断される⇒起訴⇒免職

▼そうならにように「失職の例外」を理想的なかたちにしておく必要があります。それが【図表3】のCで、県内のある自治体の実際の分限条例から転載したものです。こうすることで、前述のプライベートの交通事故も、イベントでの死傷事故の場合も救済することができるようになります。

▼理想的な「失職の例外」規定に改正させる最大のチャンスが今、目の前に来ています。前述のとおり「刑法改正」の施行日は、来年の6月1日です。来年3月議会から6月議会が条例改正の時期なのではないかと思えます。会津管内で既に「理想的なかたち」で規定されているのは、磐梯町・会津若松市・下郷町です。これ以外の単組においては、必ずこの秋開期の交渉の中で、当局へ「分限条例の失

職の例外」規定の改正の必要性について説明し、粘り強く交渉を進めてください。

▼最後に、【図表4】ですが、県内の地方公務員による交通事故の実例です。この件では、残念ながら起訴され禁固以上の刑が確定し、失職となってしまいました。いかがでしょうか？横断歩道上の歩行者に「はっ」としたことはありませんか？誰でも加害者となり得る事故だと思えます。

▼何れにしても「不起訴」になれば、失職には至りません。自治労マイカー共済では、事故受付後から、専門の弁護士と連携して、「起訴されないように」対応を進めます。この「起訴前対応」は民間の自動車保険にはありません。ご家族のためにも、まずは掛金見積から始めましょう！

編集後記

▼衆院選が終わりました。投票票事務に従事された組合員の皆さま、大変お疲れさまでした。選挙結果は、既にご存知のとおり、自公政権が過半数割れとなり、自治労が推薦する立憲民主党が躍進しました。国民にとって一番良いかたちは「二大政党制」でかつ「保革伯仲」の状態だと思います。今回の選挙で、その理想形に一步近づいたことにはなりますが、参議院でも同様のかたちにならないといけません。まずは、来年夏の第27回参院選、組織内候補予定者『岸まきこ』の必勝に向け取り組みを進めましょう。（坂内）



総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

